

今年度も

出資配当を実施します

組合員の皆さんのご協力や効率的な組合運営により、今年度も多額の剰余金を計上することができました。

そこで、組合では組合員サービス向上のため、昨年度に続き出資配当を行うことになりました。

配当の経緯

本年6月22日に開催した総代会では、組合員の出資口数に応じ7%の出資配当を行うこと、及び出資配当金は出資金に振り替え、組合の経営基盤の強化のための増資を行うことについて承認をいただきました。

出資配当金の計算（例）

出資金10,000円（100口）、出資預り金30円の組合員の場合

項目	金額または口数	備考
① 増資【前】出資金	10,000円	
② 増資【前】出資口数	100口	1口100円
③ 増資【前】出資預り金	30円	
④ 出資配当金	700円	①×7.0%（出資配当率）
⑤ 源泉徴収税額	142円	④×20.42%（源泉徴収税率）
⑥ 税引き後 出資配当金	558円	④-⑤
⑦ ③+⑥	588円	（払い戻し請求対象）
⑧ 出資金へ増資額	500円	100円（1口）の倍数の金額
⑨ 増資【後】出資金	10,500円	①+⑧
⑩ 増資【後】出資口数	105口	1口100円
⑪ 増資【後】出資預り金	88円	⑦-⑧

今後の手続き

- ・組合員ごとの出資金・出資配当金の状況は、後日書面で報告いたします。
- ・出資配当金は増資のために出資金に振り替えることを原則としますが、総代会終了日（6月22日）から6か月以内（12月21日まで）に、払い戻し請求があったときは、その全部または一部を払い戻すことができます。
- ・出資預り金で出資金1口に満たない金額については、引き続き出資預り金として組合が管理します。